

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目13番9号

昭和電工株式会社

取締役社長 高橋 恭平

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月27日（木曜日）までに到着するようご返送ください。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、平成20年3月27日（木曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁から4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加いたしております。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月28日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル別館
3. 会議の目的事項
報告事項 (1) 第99期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第99期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第4号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第6号議案 | 会計監査人選任の件 |
| 第7号議案 | 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の導入の件 |

4. 招集にあたっての取締役会のその他決定事項

議決権の重複行使

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効としたします。

以 上

当日ご出席の方は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sdk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

- 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話、PHSを用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。
- 2) 今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。
次の総会の際には、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- 3) 書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 4) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
- 5) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

2. インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1) <http://www.it-soukai.com/>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp/>にアクセスしてください。
行使期間中の午前3時から午前5時までは上記URLにアクセスすることができませんのでご了承ください。
- 2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
議決権行使コードおよびパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。
- 3) 画面の案内に従い、平成20年3月27日（木曜日）午後5時45分までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

3. ご利用環境について

インターネットによる議決権行使をしていただくには、以下のようなシステム条件が必要です。

- ◎パソコン Windows®機種
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応いたしておりません。)
 - ◎ブラウザ Microsoft® Internet Explorer 5.5以上
 - ◎インターネット環境 プロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境
 - ◎画像解像度 1024×768以上をご推奨いたします。
- (注) Microsoft、Windowsは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

4 . セキュリティーについて

行使された情報が改ざん・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対に知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 . お問い合わせ先について

- 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120 - 768 - 524（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後9時まで 土日休日を除く）
- 2) 上記1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120 - 288 - 324（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時から午後5時まで 土日休日を除く）

以 上

(添付書類)

事業報告(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、原油価格の高騰、年後半の建築関連投資の落ち込み、米国のサブプライムローン問題を背景とする金融市場の変動など懸念材料はありましたが、企業収益の改善を背景に設備投資が堅調であったこと、輸出がアジア向けに底堅く推移したこと等により、景気は緩やかな回復基調が続きました。

化学・非鉄金属業界におきましては、ナフサ等の原材料価格高騰に加え、燃料・輸送費等も上昇するなど厳しい状況が続きました。電子部品・材料業界におきましては、一部で在庫調整がありましたものの概ね堅調に推移いたしました。

このような情勢下、当社グループは長期的・持続的成長への基盤確立に向けた連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」に基づき、成長事業の育成加速を図るとともに、事業構造改革とコストダウン施策を引き続き推進いたしました。

この結果、当期の連結営業成績につきましては、売上高は、1兆232億38百万円と前期比11.9%の増収となりました。損益面におきましては、営業利益は、766億71百万円と前期比11.6%の増益となり、経常利益は、営業外費用の増加がありましたが、599億89百万円と前期比4.3%の増益となりました。当期純利益は、特別損失が減少したこと等により前期比14.7%の増益となる330億66百万円となりました。

当期の主な部門別の概況は、以下のとおりであります。

(石油化学部門)

オレフィン事業は、販売数量の増加に加え、原料価格の高騰に伴う販売価格の上昇により増収となりました。有機化学品事業は、原料価格の高騰に伴う販売価格の上昇に加え、酢酸ビニル等の販売数量が増加し増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、3,951億5百万円と前期比17.8%の増収となり、営業利益は、195億74百万円と前期比19.5%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

・大分コンビナートの設備改造工事

当社は、次回の大規模定期修理年にあたる平成22年中に、大分コンビナートの環境負荷の低減とコスト競争力の強化を主目的とする大規模なエチレンプラントの設備改造工事を実施することを決定いたしました。分解炉のうち小規模の7基を廃棄し、最新の高効率分解炉を2基新設します。あわせて、分解廃熱回収の強化と前蒸留系設備の改造を行い、エネルギー効率の改善を図ります。

・ディスプレイ向け新規耐熱透明シート、フィルムを開発

当社は、当社独自の樹脂を原料とした新しい耐熱透明シートならびにフィルムを開発いたしました。同シートは、耐熱性、光学特性、表面特性に優れ、ディスプレイ分野における部材の安全性向上や軽量化に資することが可能となります。また、同フィルムは、線膨張係数が小さい特長を活かし、高耐熱性、低抵抗で柔軟な透明電極の製造を可能とし、電子ペーパーや有機ELディスプレイなどのフレキシブルディスプレイ向けの透明電極基材として用いられることが期待されております。

(化学品部門)

アクリロニトリルは販売価格が上昇し、苛性ソーダは販売数量が堅調に推移したため増収となりましたが、酸素・窒素・水素ガス等工業ガスは減収となりました。合成ゴム「ショウブレン®」は販売価格が上昇し増収となり、アミノ酸類、塩素化ポリエチレン「エラスレン®」および分析機器用カラム「ショウデックス®」は、販売数量が増加し増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、847億9百万円と前期比7.0%の増収となり、営業利益は、74億31百万円と前期比45.5%の大幅な増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

・光硬化性材料「カレンズMOI®EG」を開発

当社は、主に液晶ディスプレイや半導体等の電子材料分野で使用される光硬化性材料「カレンズ®」シリーズの新製品「カレンズMOI®EG(エムオーアイ・イージー)」を開発し、平成19年7月よりサンプル出荷を開始いたしました。本製品は、従来使用されてきた分野のみならず、表面コーティング剤や粘・接着剤等、幅広い分野で使用されることが期待されております。

・水溶性ビタミンE誘導体「TPNa®」の本格販売開始

当社は、新しい化粧品原料として水溶性ビタミンE誘導体「TPNa®(ティーピーエヌエイ)」の販売を開始いたしました。「TPNa®」は、水に容易に溶け化粧品へ配合しやすい、経皮吸収されやすく皮内において迅速にビタミンEに変換される、等の特長を持っているため、肌あれに対する予防効果が期待されております。

(電子・情報部門)

ハードディスクは、堅調な需要を背景に生産能力の増強ならびに販売数量の増加により増収となり、化合物半導体は、超高輝度4元素LED素子の販売数量の増加により増収となりました。半導体向け特殊ガスは、液晶パネル向け洗浄剤の販売数量が減少したため減収となりましたが、レアアース磁石合金は、販売数量の増加に加え原料高騰により販売価格が上昇したため大幅な増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、2,010億13百万円と前期比21.4%の増収となりましたが、営業利益は、特に上期において、ハードディスク事業における主力製品の垂直磁気記録方式への移行に伴うコスト増、生産能力増強を実施したことによる減価償却費の増加等が重なったため、258億33百万円と前期比9.8%の減益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

・垂直磁気記録方式による世界最大記録容量ハードディスクの量産開始

当社は、平成19年6月より、垂直磁気記録方式による記録容量334ギガバイトの3.5インチハードディスク、同年8月より同方式による記録容量80ギガバイトの1.89インチハードディスクの出荷を開始いたしました。これらのディスクは、それぞれのサイズで世界最大(当社調べ)の記録容量を実現しております。大記録容量のハードディスクに対する需要は、動画の保存・編集が可能なノートパソコン、ハイビジョン録画対応HDDレコーダーおよびHDD内蔵型ビデオカメラなどに向け、年々拡大しています。当社は、垂直磁気記録方式に対応したシンガポール新工場を平成19年上期より稼働させ、大記録容量のハードディスクをスピーディかつ安定的に供給できるように万全の体制を整えております。

・窒化物半導体結晶の新製法開発、窒化ガリウム系LED素子の生産能力増強

当社は、窒化物半導体結晶の製造プロセス「ハイブリッドPPD法」の開発により、品質上困難であった4インチ基板を使用した生産体制の実現と、世界トップクラスの出力の青色LED素子の開発に成功いたしました。青色LEDは、現在、主に携帯電話、ディスプレイ等に使用されていますが、新たに液晶バックライト等への用途開発が進んでおり、高い成長が期待されています。また、大幅な受注増を受けて、千葉事業所における窒化ガリウム系LED素子の生産能力を平成20年6月までに、月産1億個から2億個に引き上げることを決定いたしました。

・超高輝度4元系LED素子生産能力を追加増強

当社は、屋外ディスプレイや自動車向けの超高輝度LEDの需要が急拡大する見込みであることから、赤・オレンジ・黄色に用いられる超高輝度4元系LED素子の秩父事業所における生産能力を平成20年末までに、月産1億個から2億個に引き上げることを決定いたしました。

・台湾の半導体・液晶パネル製造用高純度アンモニア生産設備増強完了

当社は、台湾台南市にある台湾昭和化学品製造股份有限公司において、高純度アンモニアの生産能力を年産1,000トンから1,200トンへ引き上げる増強工事を平成19年11月に完工させました。近年の東アジアにおける半導体ならびに液晶パネルメーカーの生産規模拡大により、窒化膜形成用ガスとして使用される高純度アンモニアガスの需要は急増しているため、供給体制を強化いたしました。

・中国における第2の磁石用合金生産工場を竣工

当社は、中国江西省贛州市に建設を進めていた磁石用合金生産工場を、平成19年9月に竣工させました。中国内蒙古自治区包頭地区の工場に続き、中国における第2のネオジム系磁石用合金生産工場となります。本工場では、年間2,000トンの高性能ネオジム系磁石用合金の生産を行い、これにより、グループ全体で年間8,000トンの生産体制を確立したことになります。

(無機部門)

セラミックス事業は、前期並みの売上となりましたが、人造黒鉛電極事業が国内外の堅調な需要を背景に増収となりました。

この結果、当部門の売上高は、845億99百万円と前期比13.9%の増収となり、営業利益は、人造黒鉛電極事業において、輸出と昭和電工カーボン社（米国）が堅調に推移し208億94百万円と前期比30.0%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

- ・30および32インチ大口径人造黒鉛電極供給体制の強化

当社は、電炉鋼生産に使用する30および32インチ大口径人造黒鉛電極供給体制の強化を、日米の2拠点において平成18年より進めております。国内拠点の大町事業所においては黒鉛化炉建設工事を平成19年7月に完了し、子会社である昭和電工カーボン社（米国）においても平成19年11月に大口径化対応工事を完了いたしました。これらにより大口径人造黒鉛電極の生産能力は、年間15,000トンから25,000トンへ増加いたしました。

(アルミニウム他部門)

アルミニウム地金は販売数量が減少し減収となりました。圧延品事業は、原料高に伴う価格上昇に加え、コンデンサー用高純度箔の販売数量が増加し増収となり、押出・機能材事業は、主にレーザービームプリンター用アルミニウムシリンダーの販売数量が増加したことにより増収となりました。また、熱交換器事業は、米国では僅かに減収となりましたが、国内、欧州のそれぞれで増収となりました。ショウテック事業は、販売価格が上昇し増収となり、アルミニウム缶は、販売数量の増加に加え販売価格が上昇し増収となりました。なお、合金事業は、前年下期に事業譲渡いたしました。

この結果、当部門の売上高は、2,578億11百万円と前期比0.9%の僅かな減収となりましたが、営業利益は、地金価格高騰による影響はありましたが、価格転嫁が一歩進展したこと等により80億42百万円と前期比24.2%の増益となりました。

なお、当部門において当期に実施した主な施策は、次のとおりであります。

- ・中国でのカーエアコン用熱交換器事業を強化

当社は、中国におけるカーエアコン用熱交換器製造会社である大洋昭和汽車空調（大連）有限公司への出資比率を引き上げ、平成19年6月に連結子会社といたしました。あわせて、同社の生産能力を増強するとともに、従来品に比べて約20%高性能化を実現した新タイプの熱交換器「NRT[®]」の生産を平成19年5月より開始いたしました。

設備投資等の状況

当社グループは、当期において窒化ガリウム系青色LED素子生産能力の増強、ハードディスク製造設備の増強、超高輝度4元素LED素子の生産能力の増強など、電子・情報分野への積極的な投資を行うとともに、大口径人造黒鉛電極製造設備の増強を完了いたしました。

さらに、その他の設備増強、合理化、生産維持、環境保全等の工事を実施し、当期の設備投資総額は、693億円となりました。

資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金ならびに社債の発行により資金調達を行いました。財務体質の強化を図るため、引き続き有利子負債の圧縮に取り組み、当期末有利子負債残高は、前期末に比べ375億円減少し、3,956億円となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しにつきましては、サブプライムローン問題による為替レートなど金融市場への影響、米国経済の減速懸念および原油・非鉄金属等原材料価格の高止まりなど不透明感が強く、厳しい企業経営環境が予想されます。

このような情勢下、当社グループは、平成20年を最終年とする連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を完遂させ、長期的・持続的成長への基盤確立を推進するとともに、徹底したコストダウン施策をさらに追求し、競争力を高め、収益向上に全力を注いでまいります。

「プロジェクト・パッション」の重点項目として、新規成長ドライバーの育成加速、利益の持続的拡大、有利子負債の削減と株主資本の充実による財務体質の強化を掲げるとともに、CSR（企業の社会的責任）を全ての事業活動の基本に置いた経営を行うことにより、社会と市場での高い信頼と評価を得る企業グループの実現を目指してまいります。

また当社グループは、持続的な成長・発展と企業価値の増大を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実、コンプライアンスおよびリスク管理の強化を重要な経営課題と認識し、さまざまな取り組みを実施しております。

当社グループは、社会的に有用で安全性に配慮した技術や製品およびサービスを開発、提供し、社会の健全な発展に貢献してまいります。また、安全の確保に万全を期すとともに、省資源、省エネルギーならびに産業廃棄物および化学物質排出量の削減に努め、地球環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第96期 平成16年	第97期 平成17年	第98期 平成18年	第99期 平成19年 (当期)
売 上 高 (百 万 円)	740,706	811,899	914,533	1,023,238
経 常 利 益 (百 万 円)	38,912	46,960	57,514	59,989
当 期 純 利 益 (百 万 円)	7,596	15,647	28,836	33,066
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	6.66	13.70	25.01	27.52
純 資 産 (百 万 円)	177,701	206,738	265,492	298,659
総 資 産 (百 万 円)	943,908	986,233	1,037,823	1,029,629

- (注) 1. 当社は、第96期から旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成し、第98期より「会社法」第444条に規定する連結計算書類を作成しております。
2. 第98期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 上記の売上高、経常利益、当期純利益、純資産および総資産の金額は、百万円未満を四捨五入により表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
昭和高分子株式会社	百万円 10,951	% 100.00	各種化学品の製造販売
昭光通商株式会社	8,022	43.34 (0.49)	各種化学品、軽金属等の販売および不動産業、保険代理業
鶴崎共同動力株式会社	2,985	40.50 (0.30)	大分石油化学コンビナートにおける蒸気、電力、用水の供給および排水、廃棄物処理
昭和アルミニウム缶株式会社	2,160	100.00	飲料用アルミニウム缶の製造
昭和電工パッケージング株式会社	1,700	100.00	包装材料および産業・建築・農業資材等の製造販売
昭和電工(大連)有限公司	1,000	100.00	レーザービームプリンター用アルミニウムシリンダー等の製造販売
昭和エンジニアリング株式会社	470	100.00	各種製造設備等の設計、建設および設備保全
昭和電工カーボン・インコーポレーテッド	千米ドル 50,000	100.00	人造黒鉛電極の製造販売
ショウワ・アルミナム・コーポレーション・オブ・アメリカ	千米ドル 20,900	100.00	自動車用熱交換器、O A 機器部品、アルミニウム鍛造品の製造販売
PT.ショウワ・エステリンド・インドネシア	千米ドル 24,400	66.98	酢酸エチルの製造販売
昭和電工HDトレース・コーポレーション	千NTドル 4,892,052	93.25	ハードディスクの製造販売
ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.	千チェココロナ 531,830	100.00	カーエアコン用コンデンサの製造販売
昭和電工HDマレーシア SDN. BHD.	千リンギット 123,996	100.00	ハードディスク用アルミニウム基板の製造販売
昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド	千シンガポールドル 16,000	100.00	ハードディスクの製造販売
大洋昭和汽車空調(大連)有限公司	千人民元 121,987	55.00	自動車用熱交換器の製造販売

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権の比率を内数で示しております。
2. 当社は、昭和アルミニウム缶株式会社、昭和エンジニアリング株式会社および昭和電工HDトレース・コーポレーションの株式の追加取得を行いました。
3. PT.ショウワ・エステリンド・インドネシアは、増資を行いました。
4. 昭和ファイナンス株式会社は、平成19年7月1日をもって当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
5. 大洋昭和汽車空調(大連)有限公司は、平成19年6月30日に株式の追加取得を行ったことにより、重要な子会社となったため、新たに記載いたしました。
6. 連結子会社は38社、持分法適用会社は22社であります。

(5) 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
石油化学部門	オレフィン、有機化学品、合成樹脂
化学品部門	化学品、ガス、特殊化学品、機能樹脂
電子・情報部門	ハードディスク、化合物半導体、レアアース磁石合金、半導体向け特殊ガス、機能薬品、電子関連産業向けセラミックス材料、ファインカーボン
無機部門	セラミックス、人造黒鉛電極
アルミニウム他部門	アルミニウム地金、アルミニウム板、アルミニウム箔、アルミニウム押出品、アルミニウム加工品、建材、エンジニアリング

(6) 主要な営業所および事業所

当社

営業所	本社(東京都)、大阪支店(大阪市)、名古屋支店(名古屋市)、福岡支店(福岡市)
事業所	大分コンビナート(大分県)、徳山事業所(山口県)、川崎製造所(川崎市)、千鳥製造所(川崎市)、東長原事業所(福島県)、横浜事業所(横浜市)、塩尻事業所(長野県)、大町事業所(長野県)、堺事業所(堺市)、喜多方事業所(福島県)、彦根事業所(滋賀県)、小山事業所(栃木県)、千葉事業所(千葉県)、秩父事業所(埼玉県)、市原生産センター(千葉県)、研究開発センター(千葉市)

重要な子会社

国内	昭和高分子株式会社(東京都、群馬県、兵庫県、大分県)、昭光通商株式会社(東京都、大阪市、名古屋市、福岡市、仙台市)、鶴崎共同動力株式会社(大分県)、昭和アルミニウム缶株式会社(東京都、栃木県、滋賀県、福岡県)、昭和電工パッケージング株式会社(神奈川県、滋賀県)、昭和エンジニアリング株式会社(東京都、川崎市、大分県、千葉県)
海外	昭和電工(大連)有限公司(中国)、昭和電工カーボン・インコーポレーテッド(米国)、ショウワ・アルミニウム・コーポレーション・オブ・アメリカ(米国)、PT. ショウワ・エステルインド・インドネシア(インドネシア)、昭和電工HDトレース・コーポレーション(台湾)、ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O. (チェコ)、昭和電工HDマレーシア SDN. BHD. (マレーシア)、昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)、大洋昭和汽車空調(大連)有限公司(中国)

(7) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減数
国 内	6,025名	226名減少
海 外	5,304名	371名増加
合 計	11,329名	145名増加

(注) 当社の従業員数は3,835名(前期末比65名減少)であります。ただし出向者1,724名を含みません。

(8) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 87,876
農 林 中 央 金 庫	33,891
株式会社三菱東京UFJ銀行	33,067
みずほ信託銀行株式会社	29,453
三菱UFJ信託銀行株式会社	20,541

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 3,300,000,000株
発行済株式の総数 1,247,776,326株

(自己株式 460,475株を除く。)

(注) 発行済株式の総数は、新株予約権付社債の権利行使により、前期末に比し 72,416,376 株増加いたしました。

(2) 株主数 98,253名

(3) 大株主

株主名	持株数	議決権比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	千株 81,782	% 6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	65,729	5.29
富国生命保険相互会社	54,800	4.41
第一生命保険相互会社	45,000	3.62
株式会社損害保険ジャパン	41,566	3.35
日本生命保険相互会社	35,299	2.84
株式会社みずほコーポレート銀行	30,173	2.43
明治安田生命保険相互会社	27,838	2.24
昭和電工従業員持株会	15,418	1.24
太陽生命保険株式会社	15,000	1.21

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況
大 橋 光 夫	取 締 役 会 長	社団法人新化学発展協会会長
高 橋 恭 平	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員 最 高 経 営 責 任 者 (C E O)	
佐々木 保 正	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員 特 命 事 項 担 当	
佐 藤 龍 雄	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員 アルミニウム事業部門長	
井 本 憲 邦	取 締 役 員 専 務 執 行 役 員 最 高 リ ス ク 管 理 責 任 者 (C R O) 監 査 室、総 務 室、法 務 室、 C S R 室、購 買 室 担 当	
工 藤 晃 史	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 最 高 技 術 責 任 者 (C T O) 技 術 本 部 長	
玉 田 哲 夫	取 締 役 員 常 務 執 行 役 員 無 機 事 業 部 門 長	昭和電工カーボン・インコーポ レーテッド取締役会長 M E F S 株 式 会 社 取 締 役 社 長
野 村 一 郎	取 締 役 員 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 (C F O) 戦 略 企 画 室、人 事 室、I R ・ 広 報 室、経 理 室、財 務 室、 情 報 シ ス テ ム 室 担 当	
坂 井 伸 次	取 締 役 員 執 行 役 員 エレクトロニクス事業部門長	
大 井 敏 夫	取 締 役 員 執 行 役 員 化 学 品 事 業 部 門 長	台湾昭和化学品製造股份有限公司 董 事 長 ユニオン・ヘリウム株式会社取 締 役 社 長
宮 崎 孝	取 締 役 員 執 行 役 員 石 油 化 学 事 業 部 門 長	日本酢酸エチル株式会社取締役 社 長 エスディーケイ・サンライズ投 資株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社取 締 役 社 長

氏 名	地位および担当	他の法人等の代表状況 および重要な兼職の状況
清 野 實	常 勤 監 査 役	
伊 藤 博	常 勤 監 査 役	
小 林 喬	監 査 役	
糸 田 省 吾	監 査 役	
岩 井 英 司	監 査 役	

- (注) 1. 平成20年1月4日をもって高橋恭平、佐藤龍雄、井本憲邦の3氏を代表取締役として選定いたしました。
2. 当社は、執行役員制度を採用しており、平成20年1月4日より、高橋恭平氏は社長執行役員を、佐藤龍雄、井本憲邦の両氏は専務執行役員を、玉田哲夫、野村一郎、坂井伸次の各氏は常務執行役員を、大井敏夫、宮崎 孝の両氏は執行役員をそれぞれ兼務しております。
3. 平成20年1月4日をもって執行役員塚本建次氏が最高技術責任者（ＣＴＯ）に就任いたしました。
4. 平成19年3月29日開催の第98回定時株主総会において、大井敏夫、宮崎 孝の両氏は、新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 当期中に退任した役員は、次の各氏であります。（役名は退任時）
取締役 西本 浩（平成19年3月29日退任）
取締役 増淵憲夫（平成19年3月29日退任）
6. 監査役 小林 喬、糸田省吾、岩井英司の各氏は、社外監査役であります。
7. 監査役 伊藤 博氏は、当社経理・財務部門において長年にわたる経験を有しており、さらに、当社の経理部長、財務部長および経理・財務部門担当取締役を務め、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役11名 394百万円

監査役5名 94百万円（うち社外 3名 31百万円）

(注) 使用人兼務取締役の使用人給と相当額の総額は64百万円であり、上記支給額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

兼任状況、活動状況等

(a) 監査役 小林 喬

兼任状況

小林氏は、日本信号株式会社の社外取締役を、株式会社ナイガイ、東武鉄道株式会社、株式会社松屋の社外監査役を兼任しております。

活動状況

小林氏は、当期に開催された取締役会全21回中16回、監査役会全13回中11回出席しました。生命保険会社の経営に長年携わってきたことから、経営全般にわたる知識と経験に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

(b) 監査役 糸田省吾

兼任状況

糸田氏は、レンゴー株式会社の社外監査役を兼任しております。

活動状況

糸田氏は、当期に開催された取締役会全21回中20回、監査役会全13回中13回出席しました。公正取引委員会等における長年の経験と法的知識に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

(c) 監査役 岩井英司

兼任状況

岩井氏は、株式会社マツポーの社外監査役を兼任しております。

活動状況

岩井氏は、当期に開催された取締役会全21回中20回、監査役会全13回中13回出席しました。金融機関、証券会社における長年の経験と経営全般にわたる知識と経験に基づき、適宜、当社の業務執行における適正性確保の観点から発言を行っております。

責任限定契約の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人不二会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬

39百万円

当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

106百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社6社（昭和電工（大連）有限公司、大洋昭和汽車空調（大連）有限公司、昭和電工H D トレース・コーポレーション、ショウウ・アルミニウム・チェコス.R.O.、昭和電工H D マレーシアSDN. BHD.、昭和電工H D シンガポール・プライベート・リミテッド）は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断される場合、取締役会は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」として取締役会で決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの強化を経営の重要課題と認識し、全社的な推進基盤として企業行動規範の制定および企業倫理委員会の設置を行います。期初に企業倫理月間を設けコンプライアンスの再確認をし、継続的に行う各スタッフ部門による研修や各事業部門のコンプライアンス推進体制を通じ、そのさらなる浸透を図ります。

違反行為については、再発防止の措置と適正な処分を行うとともに、組織業績等の評価へ反映させます。また、内部牽制制度や社内外のルートによる内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見と適切な対応を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会および経営会議等の議事録、決裁書等職務の執行に係る情報を、資料管理規程等の社内規程により保存し管理します。また、情報の取り扱い、情報セキュリティ規程および個人情報管理規程等に基づき行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、全社に係る重要事項について、週次で行われる経営会議において構成メンバーによる多面的な検討を行い、特に投資案件は、戦略性、リスク管理、進捗・成果管理の観点から重点的に審議を行います。また、各事業部門において、その有するリスクの分析・評価を行い、リスク管理に取り組みます。

社長が議長を務めるCSR会議の下に、最高リスク管理責任者（CRO）を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針を定め、全社リスクの定期的な集約・評価を行い、全社に影響を及ぼす危険度の高いリスクについての施策を立案し、各部門の実施状況の確認を行います。

一方、環境保全、労働安全、保安防災、化学物質、品質、知的財産、公正取引、輸出管理および契約等に係る個別リスクは、各スタッフ部門で社内規程の制定およびマニュアルの作成・研修等を行うとともに、事前審査や決裁制度を通じてリスクの管理を行います。事故・災害等の危機発生時の対応は、非常対策本部の設置をはじめとして緊急事態措置要領等の社内規程に基づき行います。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、経営の監督機能と業務執行機能の役割分担を明確にするために、執行役員制度を導入し、経営の意思決定の迅速化と活性化を図ります。
経営の目指す方向をグループ経営理念、中期経営計画、グループ経営方針で定め、全社および各部門の年度の課題および目標値を、年間実行計画（予算）として設定し、これに基づく業績管理を行います。
経営組織規程による業務分掌・職務権限の明確化および事業部門制による個々の事業の特性に応じた機動的な意思決定により、広範な業務を適正かつ効率的に行います。
- (5) 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、コンプライアンスの強化をグループとして推進し、関係会社は、企業行動規範を制定し、その浸透を図ります。また、内部通報制度の運用は、グループ全体として行います。
経営理念、中期経営計画、年度経営方針、年間実行計画（予算）は、関係会社の経営の自主性を尊重しつつグループとして策定するとともに、業務報告等はグループ経営規程に基づき行います。
監査役および各内部監査部門は、必要に応じ関係会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な関係会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。
- (6) 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役職務を補助するために専任の監査役付スタッフを配置し、その人事異動や評価等は、あらかじめ監査役と協議し、その承認のうえで行います。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役が取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等の重要な出席会議での付議事項の説明、決裁書・月次決算資料および内部監査報告書等職務の執行に関する重要な文書の供覧、社内関係部署の必要な説明等により、監査役に定常的に報告を行います。
また、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。なお、内部通報制度の運用状況と通報内容は、監査役への報告事項とします。
- (8) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。
社長は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題、監査環境の整備等の意見交換のために、監査役との定期会合を月次で実施します。
内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合により、監査役との連携を図ります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要となる十分な時間が与えられたうえで、当社株式を保有する株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

これらの考えに基づき、当社は、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただけるようにするため、「当社株券等の大規模買付行為等への対応方針（買収防衛策）の導入」を平成20年2月7日開催の取締役会決議に基づき平成20年3月28日開催の第99回定時株主総会に付議することといたします。

その詳細は、別添の招集ご通知の「株主総会参考書類」50頁から76頁までに記載のとおりであります。

連結貸借対照表 (平成19年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	348,369	流動負債	380,728
現金及び預金	31,894	支払手形及び買掛金	168,604
受取手形及び売掛金	177,607	短期借入金	87,424
たな卸資産	109,335	1年以内返済予定の長期借入金	60,433
繰延税金資産	3,225	コマーシャルペーパー	6,500
その他の	28,033	1年以内償還予定の社債	3,000
貸倒引当金	1,724	未払法人税等	9,962
		定期修繕引当金	513
		賞与引当金	2,096
		構造改善費用等引当金	226
		その他	41,971
固定資産	681,259	固定負債	350,242
有形固定資産	559,283	社債	36,000
建物及び構築物	101,123	長期借入金	202,289
機械装置及び運搬具	169,202	繰延税金負債	6,283
工具器具備品	11,135	再評価に係る繰延税金負債	46,508
土地	260,562	退職給付引当金	31,176
建設仮勘定	17,260	役員退職慰労引当金	35
無形固定資産	15,141	定期修繕引当金	1,561
のれん	5,123	その他	26,391
その他	10,018		
投資その他の資産	106,835	負債合計	730,970
投資有価証券	86,765		
繰延税金資産	7,539	(純資産の部)	
その他の	14,078	株主資本	235,453
貸倒引当金	1,547	資本	121,904
		資本剰余金	37,892
		利益剰余金	75,856
		自己株式	199
		評価・換算差額等	41,909
		その他有価証券評価差額金	16,075
		繰延ヘッジ損益	436
		土地再評価差額金	23,676
		為替換算調整勘定	1,722
		少数株主持分	21,297
		純資産合計	298,659
資産合計	1,029,629	負債純資産合計	1,029,629

連結損益計算書 (平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,023,238
売 上 原 価		860,750
売 上 総 利 益		162,488
販売費及び一般管理費		85,816
営 業 利 益		76,671
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,759	
持分法による投資利益	2,376	
雑 収 入	3,969	8,104
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,607	
雑 支 出	16,179	24,786
経 常 利 益		59,989
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	709	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,465	
構造改善費用等引当金戻入額	575	
そ の 他 の 特 別 利 益	1,736	5,486
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 及 び 売 却 損	4,578	
減 損 損 失	1,717	
特 別 退 職 金	332	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	353	
そ の 他 の 特 別 損 失	2,159	9,139
税金等調整前当期純利益		56,336
法人税、住民税及び事業税	17,625	
法 人 税 等 調 整 額	3,419	21,043
少 数 株 主 利 益		2,227
当 期 純 利 益		33,066

連結株主資本等変動計算書 (平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成18年12月31日残高	110,824	26,883	47,333	152	184,888
連結会計年度中の変動額					
新株予約権付社債の株式転換	11,080	11,007			22,087
剰 余 金 の 配 当			4,702		4,702
当 期 純 利 益			33,066		33,066
自己株式の取得				55	55
自己株式の処分		2		8	10
持分法適用会社の減少に伴う減少			10		10
土地再評価差額金の取崩			320		320
在外子会社の会計基準変更に伴う減少			141		141
そ の 他			9		9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	11,080	11,009	28,523	47	50,565
平成19年12月31日残高	121,904	37,892	75,856	199	235,453

	評価・換算差額等					少数株主 持 分	純資産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成18年12月31日残高	19,286	3,607	23,996	3,633	50,521	30,083	265,492
連結会計年度中の変動額							
新株予約権付社債の株式転換							22,087
剰 余 金 の 配 当							4,702
当 期 純 利 益							33,066
自己株式の取得							55
自己株式の処分							10
持分法適用会社の減少に伴う減少							10
土地再評価差額金の取崩							320
在外子会社の会計基準変更に伴う減少							141
そ の 他							9
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3,210	3,171	320	1,911	8,612	8,786	17,398
連結会計年度中の変動額合計	3,210	3,171	320	1,911	8,612	8,786	33,167
平成19年12月31日残高	16,075	436	23,676	1,722	41,909	21,297	298,659

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 38社

主要な連結子会社の名称

昭和高分子株式会社

昭光通商株式会社

鶴崎共同動力株式会社

昭和アルミニウム缶株式会社

昭和電工パッケージング株式会社

昭和電工(大連)有限公司

昭和エンジニアリング株式会社

昭和電工カーボン・インコーポレーテッド

ショウワ・アルミニウム・コーポレーション・オブ・アメリカ

PT.ショウワ・エステリンド・インドネシア

昭和電工HDトレース・コーポレーション

ショウワ・アルミニウム・チェコ S.R.O.

昭和電工HDマレーシア SDN.BHD.

昭和電工HDシンガポール・プライベート・リミテッド

大洋昭和汽車空調(大連)有限公司

当連結会計年度より、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった大洋昭和汽車空調(大連)有限公司を追加取得によって子会社とし、重要性の観点から連結の範囲に含めている。

また、平成ポリマー株式会社ほか2社を売却等に伴い連結の範囲から除外している。

(2) 非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

名古屋研磨材工業株式会社ほか48社の非連結子会社については、総資産、売上高、当期純損益(持分相当額)及び利益剰余金(持分相当額)等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 22社

持分法を適用した非連結子会社の数 4社 昭和パーツ株式会社ほか

持分法を適用した関連会社の数 18社 昭和炭酸株式会社ほか

当連結会計年度より、大洋昭和汽車空調(大連)有限公司を連結の範囲に含めたため、持分法の適用範囲から除外している。

また、新汎化成株式会社を株式の一部売却により重要性がなくなったため、持分法の適用範囲から除外している。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 77社

持分法を適用しない非連結子会社の数 45社 名古屋研磨材工業株式会社ほか

持分法を適用しない関連会社の数 32社 昭和テクノサービス株式会社ほか

(3) 持分法を適用しない理由

上記の非連結子会社及び関連会社については、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等の合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

昭和高分子株式会社は、当連結会計年度において決算日を12月31日に変更した。

国際衛生株式会社ほか2社の決算日は9月30日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は主として全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び商品 主として総平均法に基づく低価法

その他 主として総平均法に基づく原価法

(3) 減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法

（当社の一部の資産及び連結子会社の一部の資産について定率法を採用）

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費、社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

定期修繕引当金	製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当連結会計年度末までに負担すべき金額を計上している。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上している。
構造改善費用等引当金	当社及び一部の連結子会社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。
役員退職慰労引当金	一部の連結子会社は、役員の退職により支給する慰労金に充てるため、主として内規に基づく連結会計年度末支給額を計上している。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理の方法 税抜方式によっている。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法によっている。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたり均等償却している。

(会計方針の変更)

企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号) 並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号) を適用している。

これによる損益に与える影響は軽微である。

有形固定資産の減価償却方法の変更

当連結会計年度から、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の規定に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は342百万円増加し、営業利益は269百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益は313百万円減少している。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産
- | | |
|--------|------------|
| 有形固定資産 | 190,702百万円 |
| 投資有価証券 | 1,851百万円 |
- 上記のほか、連結決算上で消去されている関係会社株式1,343百万円がある。
- 担保に係る債務の金額
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 支払手形及び買掛金 | 388百万円 |
| 長期借入金
(含1年以内返済予定額) | 10,272百万円 |
| 固定負債(その他) | 1,148百万円 |
2. 有形固定資産の減価償却累計額 648,418百万円
3. 保証債務 関係会社等の借入金等 14,498百万円
に対する保証債務

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|----------------|
| 普通株式 | 1,248,236,801株 |
|------|----------------|
2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年 3月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	4,702百万円	4円	平成18年 12月31日	平成19年 3月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年 3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,239百万円	5円	平成19年 12月31日	平成20年 3月31日

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	222円 31銭
1株当たり当期純利益	27円 52銭

(その他の注記)

1. 決算期末日における満期手形の会計処理

当連結会計年度末日は銀行休業日であったが、同日満期となる手形については、決済が行われたものとして処理している。当連結会計年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	406百万円
支払手形	921百万円

2. 手形債権の流動化

当社及び一部の連結子会社は、手形債権の流動化を行っている。このため、受取手形は24,766百万円減少し、資金化していない部分4,268百万円は流動資産の「その他」に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、当社及び一部の連結子会社は事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める鑑定評価額による方法

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の

帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 56,747百万円

4. 既存有形固定資産の残存簿価の減価償却

当連結会計年度から、一部の連結子会社は、平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却している。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は111百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は103百万円減少している。

5. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月 4日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所
代表社員 公認会計士 利根川宣保[㊞]
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 立石康人[㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和電工株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。またそのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人不二会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月6日

昭和電工株式会社 監査役会

常勤監査役 清野 實 (印)

常勤監査役 伊藤 博 (印)

社外監査役 小林 喬 (印)

社外監査役 糸田 省吾 (印)

社外監査役 岩井 英司 (印)

貸借対照表 (平成19年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	236,697	流動負債	297,185
現金及び預金	11,744	買掛金	101,919
受取手形	1,811	短期借入金	64,500
売掛金	121,530	1年以内返済予定の長期借入金	48,109
有価証券	2	コマーシャルペーパー	5,000
製品・商材	21,707	1年以内償還予定の社債	3,000
半製品	4,908	未払金	17,149
原材料・貯蔵品	30,586	未払法人税等	7,840
仕掛品	5,494	未払費用	2,663
前払費用	2,261	前受金	652
前払入金	1,685	預り金	43,546
未収金	13,188	賞与引当金	1,134
短期貸付金	15,199	定期修繕引当金	423
繰延税金資産	1,972	構造改善費用等引当金	255
その他の資産	4,942	その他の負債	995
貸倒引当金	333	固定負債	311,284
固定資産	622,823	社債	33,000
有形固定資産	418,319	長期借入金	178,519
建物	46,213	再評価に係る繰延税金負債	46,468
構築物	13,441	退職給付引当金	29,250
機械装置	99,533	定期修繕引当金	1,522
船舶	77	その他の負債	22,526
車両運搬具	208		
工具器具備品	8,380	負債合計	608,470
土地	240,231		
建設仮勘定	10,236	(純資産の部)	
無形固定資産	8,758	株主資本	213,266
借地権	7,181	資本	121,904
ソフトウェア	1,145	資本剰余金	37,867
その他の資産	432	資本準備金	37,860
投資その他の資産	195,746	その他資本剰余金	7
投資有価証券	53,407	利益剰余金	53,655
関係会社株	123,689	利益準備金	1,605
出資	404	その他利益剰余金	52,050
関係会社出資	5,213	固定資産圧縮積立金	1,450
長期前払費用	516	特別償却準備金	328
長期前払費用	3,340	別途積立金	14,000
繰延税金資産	6,776	繰越利益剰余金	36,272
その他の負債	3,245	自己株式	160
貸倒引当金	844	評価・換算差額等	37,784
		その他有価証券評価差額金	13,699
		繰延ヘッジ損益	435
		土地再評価差額金	23,650
		純資産合計	251,050
資産合計	859,519	負債純資産合計	859,519

損益計算書 (平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		709,642
売 上 原 価		614,188
売 上 総 利 益		95,453
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		46,697
営 業 利 益		48,756
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,536	
雑 収 入	3,401	8,937
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	6,148	
雑 支 出	8,054	14,202
経 常 利 益		43,490
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	600	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,839	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	269	
構 造 改 善 費 用 等 引 当 金 戻 入 額	375	
前 期 支 払 技 術 料 修 正 益	417	
そ の 他 の 特 別 利 益	503	4,001
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 及 び 売 却 損	3,321	
減 損 損 失	1,345	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	4,894	
特 別 退 職 金	185	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	91	
そ の 他 の 特 別 損 失	1,842	11,678
税 引 前 当 期 純 利 益		35,814
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,969	
法 人 税 等 調 整 額	1,556	13,524
当 期 純 利 益		22,289

株主資本等変動計算書 (平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	
平成18年12月31日残高	110,824	26,852	6	26,858	1,605	1,464	698
当 期 変 動 額							
新株予約権付社債の株式転換	11,080	11,007		11,007			
剰 余 金 の 配 当							
固定資産圧縮積立金の積立						218	
固定資産圧縮積立金の取崩						232	
特別償却準備金の取崩							370
別 途 積 立 金 の 積 立							
当 期 純 利 益							
自 己 株 式 の 取 得							
自 己 株 式 の 処 分			2	2			
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	11,080	11,007	2	11,009		14	370
平成19年12月31日残高	121,904	37,860	7	37,867	1,605	1,450	328

(単位：百万円)

株 主 資 本			評価・換算差額等						純資産計
利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本計 合	その他有価証券 評価差額金	繰上延 ヘッジ益	土地 再評価 差額金	評価・算 換差額等 計	
その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 計							
別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金								
7,000	24,980	35,747	112	173,317	16,766	3,605	23,970	44,341	217,658
				22,087					22,087
	4,702	4,702		4,702					4,702
	218								
	232								
	370								
7,000	7,000								
	22,289	22,289		22,289					22,289
			54	54					54
			7	9					9
	320	320		320					320
					3,067	3,170	320	6,557	6,557
7,000	11,292	17,908	47	39,949	3,067	3,170	320	6,557	33,392
14,000	36,272	53,655	160	213,266	13,699	435	23,650	37,784	251,050

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券 償却原価法
 - 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品及び商品 総平均法に基づく低価法
 - その他 総平均法に基づく原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 主として定額法
一部(横浜事業所等)の有形固定資産は定率法によっている。
 - 無形固定資産 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づき5年の定額法によっている。
4. 繰延資産の処理方法 株式交付費、社債発行費等及び開発費については、支出時に全額を費用として処理している。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - (2) 定期修繕引当金 製造設備の定期修繕に要する支出に備えるため、その支出見込額に基づき、当事業年度末までに負担すべき金額を計上している。
 - (3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき金額を計上している。
 - (4) 構造改善費用等引当金 当社の構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上している。
 - (5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌事業年度から費用処理している。
6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
7. 消費税等の会計処理 税抜方式によっている。

(会計方針の変更)

企業結合に係る会計基準等

当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。

これによる損益に与える影響は軽微である。

有形固定資産の減価償却方法の変更

当事業年度から、平成19年度の法人税の改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の規定に基づく減価償却の方法に変更している。

これにより、従来の方法によった場合に比べ、減価償却費は288百万円増加し、営業利益は219百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益は263百万円減少している。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	建物	11,685百万円
	構築物	6,196百万円
	機械装置	36,816百万円
	工具器具備品	1,306百万円
	土地	122,464百万円
	投資有価証券	1,302百万円
	関係会社株式	1,343百万円
担保に係る債務の金額	長期借入金	8,330百万円
	(含1年以内返済予定額)	

子会社の金融機関からの借入金10,706千米ドルに対する担保提供資産を含んでいる。

2. 有形固定資産の減価償却累計額		456,842百万円	
3. 保証債務等	関係会社等の借入金 に対する保証債務	15,216百万円	
	関係会社の借入金に 対する保証予約	678百万円	
4. 関係会社に対する短期金銭債権	80,864百万円	長期金銭債権	358百万円
関係会社に対する短期金銭債務	62,080百万円		

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売	上	高	189,162百万円
	仕	入	高	93,622百万円
	営業取引以外の取引高			15,245百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	460,475株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)	
退職給付引当金	11,905百万円
有価証券評価減	8,784百万円
固定資産減損処理	1,751百万円
減価償却費	936百万円
その他	4,351百万円
繰延税金資産小計	27,726百万円
評価性引当額	8,051百万円
繰延税金資産合計	19,675百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	9,401百万円
固定資産圧縮積立金	995百万円
繰延ヘッジ損益	299百万円
特別償却準備金	225百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	10,927百万円
繰延税金資産の純額	8,748百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	15,649百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	6,145百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	9,504百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位 : 百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	昭光通商(株)	(所有)	当社製品の販売	各種製品の販売	36,728	売掛金	13,331
		直接 42.85%	製品・原材料等の	(注1)			
		間接 0.49%	購入	資金の預り	10,886	預り金	10,886
子会社	昭和高分子(株)	(所有)	当社製品の販売	資金の預り	10,523	預り金	10,523
		直接100.00%	製品の購入	(注2)			
			資金の預り				
子会社	昭和ファイナ ンス(株)	(所有)	資金の借入	資金の借入	10,200	短期借 入金ほか	-
		直接100.00%	役員の兼任	(注3)			
関連会社	日本ポリエチ レン(株)	(所有)	当社製品の販売	エチレン等の販売	30,145	売掛金	9,015
		間接 42.00%	製品の購入	(注1)			

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 販売価格は、市場価格を勘案して決定している。
取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。
- (注2) 利率は市場金利を勘案して決定している。
なお、取引金額は前期末残高からの増減額を記載している。
- (注3) 利率は市場金利を勘案して決定している。
なお、取引金額は前期末残高からの増減額を記載している。
昭和ファイナンス(株)と当社は平成19年7月1日をもって合併しているため、期末残高はない。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	201円20銭
1 株当たり当期純利益	18円55銭

(その他の注記)

1. 決算期末日の満期手形の会計処理

当事業年度末日は銀行休業日であったが、満期日に決済が行われたものとして処理している。

当事業年度末日の満期手形は次の通りである。

受取手形	71百万円
------	-------

2. 手形債権の流動化

当社は受取手形の流動化を行っている。このため受取手形は4,664百万円減少し、資金化していない部分777百万円は未収入金に計上している。

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第4号に定める、地価税評価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後

の帳簿価額との差額(時価が帳簿価額を下回る金額) 55,555百万円

4. 金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示している。

独立監査人の監査報告書

平成20年2月4日

昭和電工株式会社
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所
代表社員 公認会計士 利根川宣保^印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 立石康人^印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和電工株式会社の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金を以下のとおり処分いたしたいと存じます。

当社は、配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

当期の期末配当につきましては、当期の事業における成果と、今後の事業競争力と財務体質の強化を勘案し、前期に比べ1円増配し、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額6,238,881,630円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年3月31日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 15,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 15,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件(1)

1. 変更の理由

株主の権利行使の方法に関する事項を株式取扱規則で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第2章 株 式 (株式取扱規則)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料<u>ならびに株主の権利行使の方法</u>については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 変更の理由

当社は、平成20年2月7日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社が発行する株券等の大規模買付行為等に関する具体的な対応方針(以下、「本対応方針」といいます)を導入することを決定いたしました。

本対応方針の導入につき、株主の皆様のご意思を反映するため、当社の株主総会において本対応方針の導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設するものであります。

また、本対応方針に基づいて行われる新株予約権の無償割当て等につき、取締役会が決定することができる新株予約権の内容を定める規定を新設するものであります。

なお、本対応方針の詳細については、第7号議案「当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の導入の件」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p><u>(大規模買付行為に関する対応方針)</u></p> <p><u>第19条 当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「対応方針」という。)の導入、変更または廃止を決定することができる。</u></p> <p>— <u>当社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第17条第1項に定める決議によるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 (条文省略) 第42条</p>	<p>— <u>取締役会は、前項所定の対応方針に基づき、以下の事項その他取締役会が適切であるとする条件を付した、新株予約権の無償割当てまたは株主割当てを行うことができる。</u></p> <p>1. <u>対応方針において定める者(以下「買収者等」という。)による権利行使は認められない旨の行使条件</u></p> <p>2. <u>当社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u></p> <p>3. <u>新株予約権者が買収者等に該当するか否かにより異なる対価で当社が当該新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項</u></p> <p>第20条 (現行どおり) 第43条</p>

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）の任期が本總會終了の時をもって満了となりますので、
社外取締役1名を含む取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1.	大橋 光夫 (昭和11年1月18日生)	昭和34年3月 株式会社三井銀行入行 昭和36年12月 当社入社 平成元年3月 同取締役総合企画部長 平成5年3月 同常務取締役 平成7年3月 同専務取締役 平成9年3月 同取締役社長 平成17年1月 同取締役会長 現在に至る 他の法人等の代表状況 社団法人新化学発展協会会長	207,000株
2.	高橋 恭平 (昭和19年7月17日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年10月 日本ポリオレフィン株式会社企画部長 平成8年6月 モンテル・ジェイビーオー株式会社代表取締役社長 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社代表取締役副社長 平成13年1月 サンアロマー株式会社代表取締役副社長 平成14年3月 当社常務取締役石油化学事業部門長 平成16年3月 同専務取締役 平成17年1月 同取締役社長 平成19年1月 同取締役社長兼社長執行役員最高経営責任者（CEO） 現在に至る	141,000株
3.	佐藤 龍雄 (昭和21年8月10日生)	昭和44年4月 当社入社 平成7年10月 同石油化学総括部長 平成11年3月 同総合企画部長 平成11年6月 同参与総合企画部長 平成12年3月 同参与戦略企画室長 平成13年3月 同取締役戦略企画室長 平成14年3月 同常務取締役戦略企画室長 平成15年5月 同常務取締役 平成16年3月 同専務取締役アルミニウム事業部門長 平成19年1月 同取締役兼専務執行役員アルミニウム事業部門長 現在に至る	89,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
4.	井本 憲邦 (昭和20年8月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年3月 同総務部長 平成9年6月 同参与総務部長 平成12年3月 同取締役コーポレート・リレーション・センター長 平成16年3月 同常務取締役コーポレート・リレーション・センター長 平成18年1月 同常務取締役 平成19年1月 同取締役兼専務執行役員 最高リスク管理責任者(CRO) 監査室、総務室、法務室、CSR室、購買室担当 現在に至る	60,000株
5.	玉田 哲夫 (昭和20年11月15日生)	昭和44年4月 昭和アルミニウム株式会社入社 平成12年6月 同社経営企画部長 平成13年3月 当社参事無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成14年3月 同執行役員無機材料事業部門無機材料事業企画部長 平成15年1月 同執行役員無機材料事業部門炭素・金属事業部長 平成16年3月 同取締役無機材料事業部門長 平成18年1月 同常務取締役無機事業部門長 平成19年1月 同取締役兼常務執行役員無機事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 昭和電工カーボン・インコーポレーテッド取締役会長 MEFS株式会社取締役社長	42,000株
6.	野村 一郎 (昭和23年8月6日生)	昭和46年7月 当社入社 平成13年3月 同参事アルミニウム材料事業部門アルミニウム材料事業企画部長 平成15年3月 同参事アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成16年3月 同執行役員アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画部長 平成17年1月 同執行役員 平成17年3月 同取締役 平成19年1月 同取締役兼執行役員 最高財務責任者(CFO) 平成20年1月 同取締役兼常務執行役員 最高財務責任者(CFO) 戦略企画室、IR・広報室、経理室、財務室、情報システム室担当 現在に至る	53,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
7.	坂井伸次 (昭和22年9月18日生)	昭和46年7月 当社入社 平成12年3月 同エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成14年3月 同参事エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成16年3月 同執行役員エレクトロニクス事業部門エレクトロニクス事業企画部長 平成17年1月 同執行役員エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成17年3月 同取締役エレクトロニクス事業部門副事業部門長 平成19年1月 同取締役兼執行役員エレクトロニクス事業部門長 平成20年1月 同取締役兼常務執行役員エレクトロニクス事業部門長 現在に至る	70,000株
8.	大井敏夫 (昭和21年9月24日生)	昭和45年6月 当社入社 平成10年4月 同川崎工場製造部長 平成11年6月 同参与川崎工場製造部長 平成12年3月 同参与化学品事業部門ガス・化成品事業部川崎生産・技術統括部長 平成14年3月 同参事化学品事業部門ガス・化成品事業部生産・技術統括部長 平成14年7月 同参事技術本部生産技術部長 平成15年3月 同執行役員技術本部生産技術部長 平成16年3月 同執行役員技術本部副本部長 平成18年1月 同執行役員化学品事業部門化学品生産副本部長 平成19年1月 同執行役員化学品事業部門長 平成19年3月 同取締役兼執行役員化学品事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 台湾昭和化学製品製造股份有限公司董事長 ユニオン・ヘリウム株式会社取締役社長	22,000株
9.	宮崎孝 (昭和25年10月28日生)	昭和49年4月 当社入社 平成13年3月 同石油化学事業部門オレフィン事業部長 平成16年3月 同執行役員石油化学事業部門オレフィン事業部長兼有機化学品事業部長 平成19年1月 同執行役員石油化学事業部門長 平成19年3月 同取締役兼執行役員石油化学事業部門長 現在に至る 他の法人等の代表状況 日本酢酸エチル株式会社取締役社長 エスディーケイ・サンライズ投資株式会社取締役社長 日本ポリオレフィン株式会社取締役社長	29,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
10.	塚本建次 (昭和23年7月1日生)	昭和47年5月 昭和三井アルミニウム株式会社入社 平成12年5月 同社技術本部技術企画部長 平成13年3月 当社参事生産技術本部アルミニウム生産技術部長 平成14年3月 同参事アルミニウム事業部門加工技術開発センター長 平成15年3月 同執行役員アルミニウム事業部門押出品事業部長 平成17年3月 同執行役員アルミニウム事業部門副事業部門長 平成18年1月 同執行役員技術本部技術戦略室長 平成20年1月 同執行役員 最高技術責任者(CTO) 技術本部長 現在に至る	19,000株
11.	市川秀夫 (昭和27年3月18日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 モンテル・エスディーケイ・サンライズ株式会社ビジネスサポート部長 平成13年1月 サンアロマー株式会社ビジネスサポート部長 平成15年5月 当社戦略企画室長 平成18年1月 同執行役員戦略企画室長 平成20年1月 同執行役員戦略企画室長兼人事室担当 現在に至る	18,000株
12.	秋山智史 (昭和10年8月13日生)	昭和34年4月 富国生命保険相互会社入社 昭和57年5月 同社財務部長 昭和59年7月 同社取締役 平成元年3月 同社常務取締役 平成10年7月 同社取締役社長 現在に至る 他の法人等の代表状況 富国生命保険相互会社取締役社長	0株

(注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 印は、新任候補者であります。

3. 秋山智史氏は社外取締役候補者であります。

4. 秋山智史氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

生命保険会社の経営に長年携わった経験と幅広い見識をもとに、当社経営に対し有益な助言をいただけるものと期待しており、社外取締役として適任であると考えております。

5. 秋山智史氏が選任された場合、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

監査役伊藤博、小林喬、糸田省吾の各氏の任期が本総会終了の時をもって満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1.	伊藤 博 (昭和18年10月25日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年3月 同経理部長 平成8年3月 同参与経理部長 平成11年3月 同取締役財務部長 平成12年3月 同取締役ビジネス・サポート・センター経理グループ長 平成13年3月 同執行役員ビジネス・サポート・センター経理グループ長 平成15年3月 同取締役ビジネス・サポート・センター長 平成16年3月 同常務取締役ビジネス・サポート・センター長 平成18年1月 同取締役社長付 平成18年3月 同常任監査役(常勤) 平成19年1月 同常勤監査役 現在に至る	59,000株
2.	糸田 省吾 (昭和12年1月9日生)	昭和36年4月 公正取引委員会事務局入局 昭和55年7月 通商産業省産業政策局国際企業課長(出向) 昭和62年7月 公正取引委員会事務局官房審議官 平成2年4月 同委員会事務局経済部長 平成4年7月 同委員会事務局審査部長 平成5年7月 同委員会事務局局長 平成8年7月 同委員会事務総長 平成9年7月 同委員会委員 平成14年6月 同委員会委員退任 平成14年9月 東京経済大学現代法学部教授 平成16年3月 当社社外監査役 平成19年3月 東京経済大学教授退任 現在に至る	11,000株
3.	手塚 裕之 (昭和36年5月8日生)	昭和61年4月 第一東京弁護士登録 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 平成4年9月 クリアリー・ゴットリーブ・ステーション・アンド・ハミルトン法律事務所(ニューヨーク)勤務 平成5年1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成5年6月 西村真田法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)パートナー弁護士として復帰 現在に至る	0株

(注) 1. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

2. 印は、新任候補者であります。

3. 糸田省吾、手塚裕之の両氏は社外監査役候補者であります。
4. 糸田省吾、手塚裕之の両氏を社外監査役候補者とした理由は次のとおりであります。
 - (1) 糸田省吾氏
糸田省吾氏は当社の社外監査役に就任して4年であります。
公正取引委員会等における長年の経験と法的知識に基づき、コンプライアンスの観点から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただいております。今後も同様の監査を期待しており、社外監査役として適任であると考えております。
 - (2) 手塚裕之氏
国際経験豊かな弁護士としての経験、企業法務に関する豊かな見識を、当社の監査に活かしていただくことを期待しており、社外監査役として適任であると考えております。
5. 糸田省吾氏と当社は、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 手塚裕之氏が選任された場合、定款の定めに基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人は、現在、監査法人不二会計事務所ですが、会計監査体制の一層の充実強化を図るため、あずさ監査法人を会計監査人として追加選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

これにより、当社の会計監査につきましては、監査法人不二会計事務所とあずさ監査法人との共同監査体制となります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	あずさ監査法人
事務所の所在地 (主たる事務所)	東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル
沿革	昭和60年7月 監査法人朝日会社と新和監査法人が合併し、 監査法人朝日新和会計社設立 平成5年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人が合併し、朝日監査法人発足 平成15年2月 新日本監査法人よりK P M Gの監査部門が独立し、あずさ監査法人を設立 平成16年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人が合併し、法人名をあずさ監査法人として発足
概要 (平成19年12月31日現在)	出資金 3,760百万円 構成人員 公認会計士 1,799名(うち代表社員258名、社員236名) 会計士補 745名 新試験合格者 921名 その他職員 1,054名 合計 4,519名 クライアント数 5,419社(うち監査証明業務4,027社 その他の業務1,392社)

第7号議案 当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の導入の件
第3号議案 定款一部変更の件(2)が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第19条の規定に基づき、以下のとおり当社株券等の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の導入の件につき、ご承認をお願いするものであります。

第1 本対応方針導入の目的

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条に規定される「当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」)

当社は、当社の株主は市場における当社株式の自由な取引を通じて決定されるものであると考えており、特定の者による当社株式の大規模買付行為に関する提案がなされた場合においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には、当社株主の皆様が適切な判断を行うために必要となる十分な情報提供がなされ、かつ熟慮に必要な十分な時間が与えられたうえで、当社株式を保有する株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社やその関係者に対し高値で株式を買い取ることを要求するもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資することにならないものもあります。

当社は、特定の者による大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるものであるか否かについて、株主の皆様が、当該買付者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報を得たうえで、適切な判断を下すことが望ましいと考えております。一方で、上記の例に該当するような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社においては、以下のような取り組みにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に努めております。これらの施策は、上記会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(1) 当社グループ経営理念

当社グループは、社会的に有用かつ安全でおお客様の期待に応える製品・サービスの提供により、企業価値を高め、株主にご満足いただくと共に、国際社会の一員としてその責任を果たし、その健全な発展に貢献します。

(2) 「社会貢献企業」の実現

当社グループは、製品、事業を通じて企業価値を高め、株主の皆様、お客様を始め、全てのステークホルダーの皆様にご信頼をいただき評価される「社会貢献企業」の実現を目指しております。

当社グループは、日本で初めてアルミニウムの商業生産を開始し、また国産法による硫酸肥料生産に成功するなど、創業当時より時代を切り拓くパイオニア企業として、社会に有益な技術や製品を供給してまいりました。

当社グループは、蓄積してきた有機化学、無機化学、アルミニウム加工等の技術を深化・融合させ、個性的で競争優位性を持つ技術や製品を開発し続けており、これらの技術・製品は市場から高い評価をいただいております。

このような個性派製品を数多く創出するためには、広範なコア技術を活用・深化させるための高度な専門性と創業以来培われてきた開拓者精神に溢れる人材が不可欠です。当社は、従業員との間で築き上げてきた信頼関係の下、こうした人材の育成・確保と技術の深化に努めております。

(3) 当社グループのCSR

当社グループは、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を築き上げていくことが、企業価値の持続的向上のために必要不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの充実、企業倫理の向上とリスク管理の強化、レスポンシブル・ケアの徹底および社会との関わりの深化を経営の重要課題と認識しております。

上記課題の実現のために、コンプライアンスの強化、経営の監督・監視機能の強化、経営責任の明確化、意思決定および業務執行の実効性・迅速性の確保、情報開示の強化を進めるとともに、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、地域との対話等に取り組んでおります。

また、取り扱う化学物質について、当社グループではレスポンシブル・ケア活動を通じて、製品の開発から製造、物流、使用、廃棄に至る全ライフサイクルで環境・安全・健康に配慮し、信頼される製品およびサービスを提供することを追求しております。

これらの活動を通じて、当社グループは、環境・社会・経済の3つの側面に十分配慮し、公正で誠実な事業活動を行い、社会の持続可能な成長・発展に貢献する「社会貢献企業」の実現を目指しております。

(4) 「プロジェクト・パッション（連結中期経営計画）」

当社グループは、これまでに蓄積された技術、ノウハウ、人材を生かして個性的な製品や事業を生み出すとともに、「社会貢献企業」の実現に向けて、平成18年から平成20年までの3ヵ年の連結中期経営計画「プロジェクト・パッション」を推進しております。「長期的・持続的成長への基盤確立」を最重要テーマと位置づけ、「個性派企業」と「技術立社」を基本コンセプトとして、新規成長事業の育成加速、利益の持続的拡大、財務体質の強化に取り組んでおります。

「プロジェクト・パッション」においては、事業ポートフォリオを、「成長ドライバー」と次世代を担う「育成事業」からなる「成長事業」、安定的な資金と利益源として強化すべき「基盤事業」に区分し、それぞれの強化に努めております。特に「成長事業」の拡充・強化に経営資源を集中的に投下し、持続的な成長の実現を目指しております。

具体的には、ハードディスク、半導体プロセス材料を、成長をけん引する「成長ドライバー」、超高輝度LEDなどを、集中的な研究開発とマーケティング強化により次世代の成長を担う「育成事業」と位置づけております。また、石油化学、無機、アルミニウム等は、基盤事業として成長事業群の拡大を支える役割を担っております。

当社グループは、今後とも、こうした「連結中期経営計画」への取り組みを通じて個性的な製品・技術を創造し続け、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めてまいります。

3. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、上記1.に述べた基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

すなわち、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模な買付行為がなされた際に、買付けに応じるか否かを株主の皆様が適切に判断するための情報を得ること、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、あるいは、その性質上企業価値に対する脅威となる買収を阻止すること等により、当社の企業価値の向上に資せず、株主共同の利益に反する買付行為を防ぐための一定のルールが必要であるとの判断に至りました。そこで、当社取締役会は、上記1.に述べた基本方針に照らして不適切であると認められる者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして本対応方針を導入することといたします。なお、本定時株主総会において定款変更および本対応方針に関する議案を決議することにより、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置など法令上取締役会または株主総会が元来有している権限の行使が制限されるものではありません。

現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為等の具体的提案を受けている事実はありません。

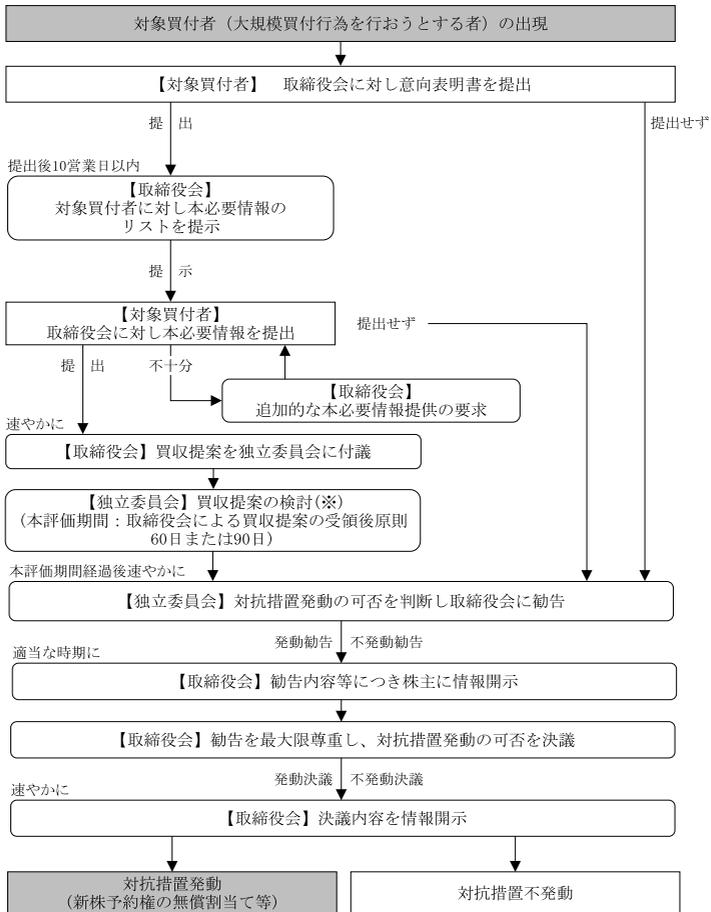
また、平成19年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「大株主の状況」（67頁に記載）のとおりです。

4. 本対応方針の概要

本対応方針の詳細は第2に記載するとおりですが、手順のおおまかな流れは次頁のフローチャートのとおりです。

手続きの流れ

対象買付者の出現～対抗措置発動



独立委員会は、取締役会に対して、取締役会による買収提案の受領後原則60日以内に一定の情報提供の要求ができる。

なお、本フローチャートは本対応方針の概略を示したものであり、当社の企業価値を著しく毀損する買収に対する対抗措置として、法令上取締役会または株主総会が元来有している権限が別途行使される可能性があります。

(1) 独立委員会の設置

本対応方針においては、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置の実施または不実施等の判断に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社の常設機関として、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者の中から選ばれた者がこれに就任いたします（本対応方針導入当初の独立委員会委員の候補者の略歴等については、別紙2（68頁から67頁まで）に記載のとおりですのでご参照願います）。

(2) 手続の概要

本対応方針は、本対応方針の適用の対象となる大規模買付行為等を行おうとする者（大規模買付行為等を行おうとする者に該当すると当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に判断した者を含み、当社取締役会が予め承認した者を除きます。以下、「対象買付者」といいます）が、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供するなど本対応方針に定める手続を遵守しなければならないこと、提供された情報等に基づき独立委員会が対抗措置の発動または不発動等に関する勧告を行うこと、対象買付者から情報が提供されない場合または取締役会が対象買付者の提供した情報が不十分であると判断した場合には、かかる事情を前提に独立委員会により対抗措置の発動または不発動等に関する勧告がなされること、上記 または の独立委員会による勧告を受けた当社取締役会が、当該勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動または不発動の検討を行うこと、当社取締役会によって対抗措置を発動しない旨の決議が行われた後でなければ、対象買付者は大規模買付行為等に着手することができないこと、上記 の結果当社取締役会が、大規模買付行為等が当社の企業価値もしくは株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断した場合等には、一定の対抗措置の発動を決議すること等をその内容としております。

(3) 対抗措置の概要

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置を発動する旨の決議を行う場合には、その決議に基づき、新株予約権無償割当て（会社法第277条以下）の方法による一定の日における全ての株主の皆様に対する新株予約権の割当て（当該新株予約権の内容については下記第2 3.ご参照）、その他法令もしくは当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うこととします。

(4) 本対応方針の導入手続

本対応方針の導入については、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会において以下の事項につき株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

- ア 会社法第278条第3項但書に基づき、別紙3（70頁から71頁まで）に記載のとおり、当社の株主総会において当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更または廃止をその決議により決定することができる旨の規定を新設することを含めた定款変更議案を本定時株主総会に付議いたします。
- イ 上記ア記載の定款変更議案が原案どおり承認可決されることを条件として、変更後の当社定款第17条の規定に基づき、本定時株主総会における普通決議により、本対応方針の導入のご承認をお願いすることとしております。

第2 本対応方針の内容

1. 本対応方針の手続

(1) 大規模買付行為等

本対応方針の適用の対象となる「大規模買付行為等」とは、以下の行為（但し、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます）をいいます。

- ア 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします）およびその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含み、当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。以下同じとします）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上となる買付けその他これに類似する行為（以下、「買付け等」といいます）（当社取締役会がこれに該当すると認めた場合を含みます）。
- イ 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。以下本イ号において同じ）について、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいいます。以下同じとします）後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付け者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます）の株券等所有割合との合計とします。以下同じとします）が20%以上となる当社の株券等の公開買付け。

(2) 対象買付者に対する意向表明書提出および本必要情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付行為等の着手または開始に先立ち、対象買付者に、対象買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先等を含みます）、大規模買付行為等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性の程度等を含みます）ならびに大規模買付行為等の着手または開始に際し本対応方針に定める手続を遵守する旨の表明保証文言、違反した場合の補償文言その他の誓約文言等を記載した当社所定の書面（以下、「意向表明書」といいます）を当社取締役会に対して提出していただきます。

そのうえで、対象買付者に、大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するに必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）を記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。本必要情報の内容につきましては、対象買付者より開示された対象買付者およびそのグループの概要ならびに大規模買付行為等の目的、方法および内容によって異なり得ますので、当社取締役会は、対象買付者による意向表明書の提出後10営業日（「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいうものとします。以下同じとします）以内に、本必要情報のリストを作成し、対象買付者に対し提示することとします。

なお、本必要情報の内容は、概ね以下の項目からなるものとします。

- ア 対象買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、事業内容（当社の事業と同種の事業についての経験、業績等に関する情報を含みます）、経歴、沿革、企業統治（ガバナンス）システム、社会的責任（CSR）への取組状況、資本構成、財務内容等）
- イ 大規模買付行為等の目的、方法および内容（大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する方法の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等の実行の確実性の程度等を含みます）
- ウ 大規模買付行為等における当社株券等の取得対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容およびその算定根拠、現金以外の対価をもって大規模買付行為等を行う場合は対価の価額に関する情報等を含みます）
- エ 大規模買付行為等における当社株券等の取得資金の裏付け（大規模買付行為等の資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます）

- オ 大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（当社株券等の追加取得または処分（上場廃止の予定の有無を含みます）、当社事業・資産等の売却・処分、当社を当事会社とする合併、分割または株式交換・移転および会社更生、清算等についての予定の有無を含みます）
- カ 大規模買付行為等の後における当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社の利害関係者の処遇方針
- キ 大規模買付行為等の後における当社の他の株主との間の利益相反がある場合は、それを回避する具体的方策
- ク 大規模買付行為等を実行するにあたって対象買付者において法令（外国の法令を含みます）に基づく行政庁その他公的機関の許可、認可、承認その他これらに類するものを必要とする場合には、かかる必要な手続および根拠法令（外国の法令にあつては当該法令の日本語訳を含みます）
- ケ その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、対象買付者から提供された情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると合理的に認めた場合には、合理的な期限を定めたくて、対象買付者に対し追加的に書面による情報提供を求めます。この場合、対象買付者においては、当該期限までに、要求された本必要情報を追加的に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、対象買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、対象買付者が提出した意向表明書および本必要情報は、株主の皆様判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で株主の皆様に対して情報開示を行います。

(3) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

対象買付者から意向表明書および本必要情報の提供がなされた場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報をその作成・提供のために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、全ての本必要情報が記載されたと当社取締役会または独立委員会が判断する内容を有する大規模買付行為等に関する書面による提案（以下、「買収提案」といいます）を当社取締役会が受領した時から起算して60日を上限とします）に、提供するよう要求することがあります。

(4) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は意向表明書および買収提案を受領した場合、上記(3)に

いう情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定める本評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が相当と認める事項につき、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、当該買収提案を検討し、当社取締役会が買収提案を受領した時から起算して、原則として60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けの場合）または90日（左記以外の大規模買付行為等の場合）（但し、独立委員会が合理的に必要と認めた場合は、独立委員会の決議により延長することができるものとします。当社取締役会は、かかる延長がなされた場合には、速やかに、当該延長の理由およびその期間について、株主の皆様に対してお知らせいたします。以下、当該期間を「本評価期間」といいます）以内に、大規模買付行為等に対して対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記第3項ご参照）を発動するか否かに関する当社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値または株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から、買収提案の評価、検討を行い、大規模買付行為等の内容を改善させるために、必要と認めるときは、対象買付者と協議・交渉等を行うものとし、独立委員会はかかる協議・交渉等の経緯および結果も踏まえて上記検討を行うものとし、

(5) 独立委員会による勧告

独立委員会は、本評価期間（独立委員会の決議により延長された場合は、その延長された期間も含まれます。以下同じとします）の経過後、速やかに、以下の基準に従って、対抗措置（対抗措置の具体的内容については下記第3項ご参照）を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告をします。対象買付者は、当該独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為等に着手することができないこととします。

ア 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案の検討の結果、買収提案が下記第2項に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれかに該当する場合は、本評価期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

イ 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、大規模買付行為等が下記2.に定める(1)または(2)の対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合は、本評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、当該勧告後において、判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、または当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、その結果独立委員会が下記2.に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、対抗措置の発動を含む勧告を改めて行うことを妨げないものとします。

ウ 対抗措置の発動の中止等の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した場合その他大規模買付行為等がなされなかった場合、または、判断の前提となった事実関係に変動が生じもしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、下記2.に定める(1)または(2)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告するものとします。

(6) 独立委員会による勧告の開示

当社取締役会は、独立委員会による勧告を受けた場合、当該勧告の内容およびその判断の理由の概要ならびに取締役会または独立委員会が開示することが適切であると判断した事項について、取締役会または独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を採るか否かの決議または対抗措置発動の中止等を行うか否かの決議を速やかに行うものとします。当該取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行います。

但し、当社取締役会が対抗措置発動の決議を行った後にこれを中止等することができる期限は、対抗措置発動日（対抗措置として新株予約権の無償割当ての方法を採った場合には新株予約権の割当基準日）から起算して5営業日前までとします。

2. 対抗措置の発動要件

(1) 本対応方針が遵守されなかった場合

対象買付者から、本必要情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む）であってもこれ

が不十分であると当社取締役会が合理的に判断した場合その他対象買付者が本対応方針に定める手続に違反した場合には、原則として、上記第2 1.(7)に記載される当社取締役会の決議により、下記3.に定める本新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置（以下、「対抗措置」といいます）を行います。

(2) 本対応方針に定める手続が遵守された場合

本対応方針に定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動は行われたいものとします。但し、本対応方針に定める手続が遵守されていた場合であっても、対象買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、そのような措置を採ることが相当と認められる場合は、上記第2 1.(7)に記載される当社取締役会の決議により、対抗措置を行います。

(a) 次に掲げる、当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等であると判断される場合

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を対象買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を対象買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとは判断される場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大規模買付行為等を行っているとは判断される場合

(b) 対象買付者の提案する当社株券等の買付け等の方法が強圧的二段階買収（最初の買付け等の段階で全株券等の買付け等を勧誘することなく二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます）など、株主の皆様様に当社株券等の売却を事実上強要するおそれがある買付け等であると判断される場合

(c) 買収提案の条件（買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する方法の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の確実性の程度、大規模買付行為等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、

当社の従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針、当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策等を含みます)が、当社の本源的価値に照らし不十分または不適当であると合理的に判断される場合

- (d) 当社および当社グループの有形無形の経営資源、従業員、取引先、債権者、顧客その他の当社に係る利害関係者の利益を損ない、中長期的に、当社の企業価値または株主共同の利益を損ねる重大なおそれがあると合理的に判断される場合

3. 対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会の決議により、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置を行うことができるものとします。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の新株予約権の概要は、別紙4（72頁から76頁まで）に定めるとおりとします（以下、別紙4に定める内容の新株予約権を「本新株予約権」といいます）。

4. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、平成19年12月期（2007年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時から平成22年12月期（2010年度）の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。但し、当該定時株主総会の終結時に買取提案を行っている者または当社の支配株式（株券等保有割合が20%以上となる数量の株券等をいいます）の取得を企図する者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。

5. 本対応方針の廃止および変更

本対応方針の導入後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。したがって、本対応方針は株主の皆様のご意向に沿ってこれを廃止させることが可能です。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、本対応方針の実質的変更に至らない限度で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を変更・修正することができるものといたしますが、かかる変更・修正を行った場合は、速やかにその情報を開示いたします。

第3 本対応方針の合理性

当社では、本対応方針の設計に際して以下の点を十分考慮しており、上記第1 1.の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、

当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の適合性

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しております。

(2) 株主意思の反映（導入決議とサンセット条項）

本対応方針は、上記第1 3.「本対応方針導入の目的」および上記第1 4.(4)「本対応方針の導入手続」に記載のとおり、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効し、その有効期間は、上記第2 4.「本対応方針の有効期間」に記載したとおり、平成22年12月期（2010年度）に関する定時株主総会の終結の時までの3年間としております。また、当社定款上取締役の任期は1年でありますので、たとえ本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役の選任を通じて株主の皆様の意向を示していただくことが可能です。さらに、上記第2 5.「本対応方針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議により廃止することが可能とされており、株主の皆様のご意向が最大限反映されることとなっております。

(3) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2 5.「本対応方針の廃止および変更」にて記載したとおり、本対応方針は、いつでも当社株主総会の承認決議または当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

したがって、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社定款上取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(4) 独立性の高い者による判断の重視

本対応方針の導入にあたっては、第1 4.(1)に記載のとおり、当社取締役による恣意的判断を排除し、本対応方針が株主の皆様のために、当社の企業価値または株主共同の利益の維持・向上に資する目的のもと適正に運用されるために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役および弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資

銀行業務または当社の業務領域に精通している者、社外の経営者等の社外有識者によって構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定することとします。

また、独立委員会は、その客観的かつ公正な判断を担保するため、当社の費用で独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができることとされており、

このように、独立委員会は、当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をするものであり、当社の企業価値または株主共同の利益に資するべく本対応方針の透明性の高い運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 客観的要件の設定

本対応方針は、上記第2 2. 「対抗措置の発動要件」および第2第3項「対抗措置（新株予約権無償割当て等）の内容」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されているものであります。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本対応方針は、上記第2 1.(4)「独立委員会による検討・評価等」にて記載したとおり、対象買付者が出現した場合には、独立委員会は、必要と判断する場合に、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

第4 株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が、独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記(3)ウに定める本新株予約権の行使手続を経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続を取った場合には、株主の皆様は、下記(3)ウの手続を経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、かかる希釈化は生じません。

なお、当社は、本対応方針に定める手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を適時適切に開示いたしますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても本新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、対象買付者が大規模買付行為等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損失を蒙る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主および投資家の皆様に必要となる手続

ア 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議をした場合には、当社は、本新株予約権の割当てを受けられる株主を特定する割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です）。

イ 本新株予約権の割当ての手続

割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となり、申込みの手続は不要です。

ウ 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当期日における最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および、株主の皆様ご自身が別紙4（3）（本新株予約権の行使条件）アの ないし に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証文言、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、発行される株式1株当たり金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個当たり原則として1株（但し、本新株予約権無償割当て決議で別段の定めをする場合はその株式数）の当社普通株式が発行されます。

エ 当社による本新株予約権取得の手續

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、かかる本新株予約権を保有する新株予約権者にその旨通知またはこれに代えてその旨の公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。

当社が、本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付する手續を採ったときは、対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、対象となる株主の皆様には、別途ご自身が別紙4（3）アの ないし に該当しない者であること等、本新株予約権の行使条件を充足することについての表明保証条項、補償文言その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使方法、当社による取得の方法等の詳細につきましては、当社取締役会による本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以 上

大株主の状況（平成19年12月31日現在）

株 主 名	持 株 数	議 決 権 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （信託口）	千株 81,782	% 6.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	65,729	5.29
富国生命保険相互会社	54,800	4.41
第一生命保険相互会社	45,000	3.62
株式会社損害保険ジャパン	41,566	3.35
日本生命保険相互会社	35,299	2.84
株式会社みずほコーポレート銀行	30,173	2.43
明治安田生命保険相互会社	27,838	2.24
昭和電工従業員持株会	15,418	1.24
太陽生命保険株式会社	15,000	1.21

独立委員会委員の候補者およびその略歴（50音順）

糸田 省吾（いとだ しょうご）	
昭和36年4月	公正取引委員会 事務局入局
昭和55年7月	通商産業省産業政策局国際企業課長（出向）
昭和62年7月	公正取引委員会事務局官房審議官
平成2年4月	同 事務局経済部長
平成4年7月	同 事務局審査部長
平成5年7月	同 事務局長
平成8年7月	同 事務総長
平成9年7月	同 委員
平成14年6月	同 委員退任
平成14年9月	東京経済大学現代法学部教授
平成15年6月	レンゴー株式会社社外監査役（現職）
平成16年3月	当社社外監査役（現職）
平成19年3月	東京経済大学教授退任
岩井 英司（いわい ひでし）	
昭和44年7月	株式会社富士銀行入行
平成2年7月	同 証券企画部詰参事役（富士インターナショナル・ファイナンス・ロンドン出向）
平成5年2月	同 資本市場部長
平成7年5月	同 兜町支店長
平成9年5月	同 証券部長
平成9年6月	同 取締役証券部長
平成10年4月	同 取締役金融プロダクト企画部長兼アセットマネジメント部長
平成11年6月	富士証券株式会社専務取締役
平成12年10月	みずほ証券株式会社常務執行役員業務管理グループ長
平成14年12月	同 理事
平成15年3月	株式会社みずほホールディングス（現 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー）取締役
平成18年3月	当社社外監査役（現職）
平成19年3月	株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役退任
平成19年12月	株式会社マツボー社外監査役（現職）

手塚 裕之（てづか	ひろゆき）
昭和61年4月	第一東京弁護士会登録
	西村眞田法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
平成4年9月	クリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトン法律事務所（ニューヨーク）勤務
平成5年1月	ニューヨーク州弁護士登録
平成5年6月	西村眞田法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）パートナー弁護士として復帰（現職）
平成18年1月	Inter-Pacific Bar Association、Committee Vice-Chairperson、Dispute Resolution and Arbitration（現職）
平成19年1月	国際法曹協会（IBA）、仲裁委員会（Arbitration Committee）、Vice-Chair（現職）
平成19年6月	ニッセイ同和損害保険株式会社社外監査役（現職）
平成19年9月	社団法人日本仲裁人協会理事（現職）
平成20年3月	当社社外監査役就任予定

定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 (大規模買付行為に関する対応方針)</p> <p>第19条 <u>当社は、取締役会決議により、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「対応方針」という。）の導入、変更または廃止を決定することができる。</u></p> <p>— <u>当社の株主総会は、法令および本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、取締役会が定めた対応方針を承認する旨の決議および既に導入された対応方針を変更または廃止する旨の決議を行うことができる。かかる承認の決議、変更および廃止の決議は、本定款第17条第1項に定める決議によるものとする。</u></p> <p>— <u>取締役会は、前項所定の対応方針に基づき、以下の事項その他取締役会が適切であるとする条件を付した、新株予約権の無償割当てまたは株主割当てを行うことができる。</u></p> <p>1. <u>対応方針において定める者（以下「買収者等」という。）による権利行使は認められない旨の行使条件</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条 (条文省略) 第42条</p>	<p>2. <u>当社が当該新株予約権の一部を取得する場合に、買収者等を除く新株予約権者が所有する当該新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項</u></p> <p>3. <u>新株予約権者が買収者等に該当するか否かにより異なる対価で当社が当該新株予約権を取得できる旨を定めた取得条項</u></p> <p>第20条 (現行どおり) 第43条</p>

本新株予約権の概要

本新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 本新株予約権の内容および数

下記記載の事項を含む内容の本新株予約権の無償割当て決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において、当社取締役会が定める一定の期日（以下、「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数の新株予約権を割り当てます。

(2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿（実質株主名簿を含みます）に記載または記録された株主（当社を除きます）に対し、その有する当社株式1株に対し本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償割当てします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます）は原則として当社普通株式1株とし、本新株予約権無償割当て決議により発行可能株式総数の範囲内で定めます。割当期日以後、当社が株式の分割または併合を行う場合には、割当株式数は、当社取締役会が適当と判断する数に調整されるものとします。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その当社株式1株当たりの価額は金1円以上で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める額とします。

(3) 本新株予約権の行使条件

ア 特定大量保有者、上記の共同保有者、特定大量買付者、上記の特別関係者、上記ないしに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者または上記ないしに該当する者の関連者は、本新株予約権を行使することができません。

なお、上記に用いられる用語は、次のとおり定義されます。

- (ア) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます）で、当該株券等に係る株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいいます）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (イ) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）。
- (ウ) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいいます）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいいます。但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいいます）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。
- (I) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」をいいます）をいいます。

イ 上記アにかかわらず、下記(ア)ないし(I)のいずれかに該当する者は、

特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。

- (ア) 当社、当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する「子会社」をいいます）
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった後10日間（但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができます）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより、上記ア の特定大量保有者に該当しなくなった者
- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記ア に定める特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得し、その結果再度特定大量保有者に該当することとなった場合を除きます）
- (エ) その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（但し、上記ア ないし イ に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと認めることができる場合に限り、当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないことを確保するために一定の条件を付することができるものとします）

ウ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する本新株予約権を有する者（以下、「本新株予約権者」といいます）が本新株予約権を行使するに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む）の充足、または(iii)その双方（以下、これらを総称して「準拠法行使手続・条件」といいます）が必要とされる場合（当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することを要する場合を含みます）には、当該管轄地域に所在する本新株予約権者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されていると当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができるものとします。なお、当社が準拠法行使手続・条件を履行または充足することで当該管轄地域に所在する本新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれらを履行または充足する義務は負わないものとします。また、当該管轄地域に所在する本新株予約権者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在するものは、本新株予約権を行使することができません。

エ 本新株予約権者が上記の規定に従い本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定するものとします。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(6) 本新株予約権の取得条項

ア 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権（但し、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権を除きます）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

イ 当社は、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権（但し、上記(3)の規定により本新株予約権を行使することができない者の有する本新株予約権に限ります）の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社取締役会が定める新たな新株予約権その他の財産を交付することができるものとします。

ウ 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償で取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(7) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないこととします。

(8) その他の事項

新株予約権の行使期間その他本新株予約権発行に関し法令上必要とされる事項については、本新株予約権無償割当て決議において定めます。

(9) 法令の改正等による修正

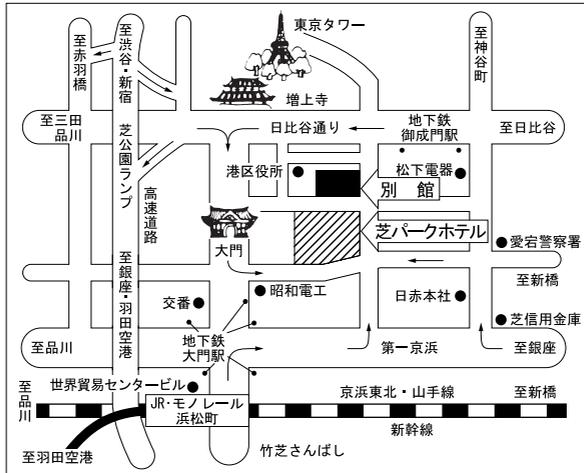
上記各項で引用する法令の規定は、平成20年2月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該法令の新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、または修正するものとします。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都港区芝公園一丁目5番10号

芝パークホテル別館



浜松町駅にて下車、北口より東京タワー方面に向かい、大門の
手前を右に曲ってください。約8分です。

都営地下鉄三田線・御成門駅 徒歩2分

都営地下鉄浅草線・大門駅 徒歩4分

都営地下鉄大江戸線・大門駅 徒歩4分

JR・モノレール浜松町駅 徒歩8分

矢印はお車の進路です。